

初代石川県令内田政風

— その事績の検討 —

はじめに

明治四年（一八七二）の廢藩置県により旧藩主前田家は東京へ去り、薩摩出身の内田政風が本県の初代長官として着任したことは広く知られている。しかしながら、その人物像や事績についてとなると認知度は高いとは言えないのが現状であろう。そこには、歴史的研究の蓄積が決して多いとは言えない石川県地域の明治初期に関する成果が、近年、ようやく新たな進展をみせてきたことにも遠因があるのではないだろうか^①。

平成三〇年（二〇一八）は、内閣官房「明治一五〇年」関連施策推進室によるキャンペーンもあり、各地で幕末・維新时期をあつかった展覧会が盛んに行われ、当館でも春季特別展「明治維新と石川県誕生」

を開催した。

本稿では、展覧会に際して行った内田に関する史料調査で分かったことに加えて、展覧会後の県内史料の再調査で内田自筆による履歴書類の存在が判明したこと^②から、彼の事績と生涯について検討を加えることを通して、幕末から明治初期という時代を考える手がかりを探ってみたい。

1. 幕末期薩摩藩の政治活動における内田政風

1. 内田政風の出自と家格

内田政風（通称仲之助）は、文化二二年（一八一五）二月二日、薩摩藩士内田仲蔵政為の二男として鹿児島城下新照院通町に生まれ、

石田 健

兄（政徳）に継子がなかったため内田家を継いだ。ちなみに、ここで確認しておきたい点は内田の生年である。内田が終生仕えた薩摩藩の最高権力者であった島津久光より二歳年長である。また、より注目したいのは、幕末政局で活躍した薩摩藩士西郷隆盛より二歳年長、大久保利通よりは一五歳年長という点である。長幼の序が現代よりもはるかに厳格であった時代であり、薩摩藩特有の藩士育成教育（いわゆる郷中教育）においても徹底して年長者を敬うことが教え込まれていたため、内田と西郷・大久保は対等な関係ではありえなかった。実際、内田政風の死去が報じられた新聞記事（明治二十六年（一八九三）一〇月二二日付の朝野新聞）においても、「南洲（西郷の号）、甲東（大久保の号）の先輩として、また直言極諫の士として、薩摩隼人に畏重せられたる」と内田を紹介している点は見逃せない³⁾。

内田の直筆履歴書類によれば、先祖は藤原鎌足の孫・左大臣武智麻呂であるという。元弘年間（一二三〇年代初）日向国宮崎郡の代官となるも、伊東氏により掠奪。足利尊氏の九州下向の際、兵糧を募った功により日向国宮崎郡の代官に返り咲いた。元龜年間（一五七〇年代初）に島津家に臣従し、慶長一六年（一六一一）、鹿児島城下の新照院通町に移り代々居住した。内田の家格については、「政風力家ハ小番（他藩の馬廻役）ノ家格ニテ」、「目見以上ノ上士トス」とあり、「軍場ニ臨メハ従者十人ヲ召連、主従十一人騎馬ニテ出陣スル制タリ」と自ら記している⁴⁾。

内田は、天保八年（一八三七）に大阪藩邸の蔵吏、同一〇年には江

戸藩邸留守居添役となっているが、「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類」には記載がない⁵⁾。さらに興味深い点は、内田自筆の履歴には、名君の誉れ高く死後は「順聖院様」として崇敬の対象とされた島津斉彬が藩主の時代についての記載が一切無いことである。前掲の新聞記事にも、内田が「勤王家の巨擘」として藩主斉彬公に抜用せられ、もっぱら財政の事を掌り、藩財政の再建に功があったとの記載がある⁶⁾。内田直筆の履歴に斉彬が藩主の時代についての記載が無い事情からは、明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、後述のように久光側近として活動した内田の久光へ対する尊敬の念が読み取れよう。

2. 島津久光の「国事」運動と内田政風

周知のごとく、嘉永六年（一八五三）のペリー来航を受け、徳川幕府はそれまでに前例のない外様も含めた各大名に対する政治諮問を行った。当時、老中首座であった阿部正弘は、公論衆議の要素を幕政運営に組み込むことで難局の打破を試みたが、結果としてそれは有力な大名の幕政参画という形態となった。つまり、大名領国内支配（藩治）のみならず、領国を越えた業務が生じてきたというわけである。当時これを、藩内業務を超えた国家レベルの施策への対応として「国事」と呼んだ。大名家において「国事」は、通常の一般業務としての「藩治」とは別の次元で発生し、家老より形成される藩治業務の政務系統とは別系統の業務となった。そのため、「国事」に携わっていく

者は、大名や久光のような大名にかわる権力者に近侍する者に多いのはこのためであり、実際に薩摩藩でいえば、西郷や大久保は、本来的な藩治行政の職としてではなく、久光の御側から出てきた政治主体であったと指摘されている⁽⁷⁾。さらに、久光の「国事」運動で指摘される点は、久光が目指したものが、島津家中が宗家主体に運営しうる体制（挙藩一致の体制）で、「国事」を周旋（国政に参画）することであり、藩主ではない久光にとつては、藩内統治で功績を上げることよりむしろ藩領の外でインパクトのある政治を展開し、これを理由付けとして家中における権威を獲得しようという点であった。その方法として選択されたのは、外向きには徳川幕府の政治体制の改編を主張し、家中に対しては「斉彬の遺志」に沿うものと説明されている。また、久光は自身の判断、決断によって「国事」対応をおこなう意思が強かった点が指摘されている⁽⁸⁾。

具体的には文久元年（一八六一）、薩摩藩主島津忠義から実父の久光に対して「国父」の称号が付与され、久光が藩の実権を握る立場となった。そして翌年、幕末史に劇的な転換をもたらした大事件と評価される久光の率兵上京が実行され、勅命を奉じての幕政改革を幕府首脳に承諾させたのであった⁽⁹⁾。

内田はこの久光の率兵上京のため、文久二年六月九日、「江戸留守居添役」から「物奉行ニテ大坂詰金方勤」となり上方へ出て、同月二六日、「京都留守居」となった。そして内田はこの文久二年以来、一貫して幕末政局の中心地・京都に居続けることになる。慶応元年（一

八六五）閏五月一日に「側役格留守居勤勝手掛」、同年六月二八日には、「勝手掛側用人」と進み、在京薩摩藩邸の実務を取り仕切る要の人材となつている。実際に内田が薩摩藩を代表するかたちで京都で政治活動出来た人物といえる史料は、県内でも散見される。例えば、慶応元年と推定できるものであるが、幕府の長州征伐に反対し、長州藩の復権を大藩が協力して実現しようとする内田が発給した文書の写しが現存する⁽¹⁰⁾。

当時、薩摩藩は長州再征に反対し、諸大名を召して「衆議」により方針を決めるべきとの立場をとっており、同じ慶応元年七月には長州藩の井上馨・伊藤博文が、薩摩藩の幹旋でグラバーから武器を購入するといういわゆる「薩長同盟」の布石となった出来事も起きている。内田ら薩摩藩士の政治活動の結果、翌慶応二年七月一八日、広島・岡山・徳島三藩主が連署して幕府・朝廷に征長の非と解兵を請う建言書も提出された。この第二次征長問題は、同年八月二一日、徳川一四代将軍家茂死去のため停止の沙汰書が朝廷から出されて終息するが⁽¹¹⁾、前述の国持クラスの諸大名間の連携した反征長への動きは見逃せないと考えられる⁽¹²⁾。また、先に見たように「国事」専管といえる久光の政治スタンスを貫くためにも、久光自身に加え、在京の家老の常時滞在を想定した屋敷の獲得が進められた。文久二年より開始された相国寺内二本松の地への屋敷造営がそれであり、その屋敷造営掛として内田仲之助（政風）の名前が相国寺文書内に散見される⁽¹³⁾。

以上のごとく、幕末期の内田は薩摩領内の民衆支配にかかわるよう

な藩の正規業務を担う者ではなく、権力者久光の「御側」で久光と直接的関係を持って活動し¹⁴、在京薩摩藩邸の実務を取り仕切る要の人物といえる。

3. 戊辰戦争から廃藩へ至るまでの内田政風

慶応三年（一八六七）一〇月の大政奉還と、一二月の王政復古クーデターを新たな政府の樹立時期とするにしても、その実体が確立させられるには翌年一月の鳥羽・伏見の戦いからはじまる一年半にわたる戊辰戦争が不可避であった。この間、島津久光は脚氣からくる体調悪化のため鹿児島で保養に勤めており、藩政にすらタッチしえない状況であった。王政復古クーデター時点で、幕府を倒すことまでは視野に入れていなかったといわれる久光が、政争の中心地である京都にいなかったことは西郷・大久保らの拳兵討幕活動をやりやすくさせた¹⁵。

慶応四年（明治元）五月、薩摩藩兵をひきいて東征軍に参加せよとの勅命を得ていた藩主島津忠義の出征が急遽中止された。内田自筆の履歴によれば、「西郷隆盛奥州白川表ヨリ昼夜兼行」上洛して朝廷へ「奏聞」したことによって「朝議俄二変シ」差し留められたとある。

西郷が藩主の出征を止める行動に出たのは、新政府軍の中で薩摩が突出する事が諸藩の嫌疑を招き、反薩摩感情を高めることにつながるのと西郷の深謀遠慮からであったと指摘がなされているが、国元鹿児島では疑惑の声もあげられた¹⁶。この時内田は、大小荷駄奉行を命ぜられ藩主忠義に先発して大津へ至ったが、中止により奉行を免ぜられ

て京都へ戻った。また同五月、内田に新政府から刑法官事試補の辞令が下るも依願免官した。この免官の背景は、藩主の許可が得られなかったためという¹⁷。

戊辰戦争への従軍を免れた内田であったが、同年九月、江戸表への出張を藩から命ぜられ、薩摩藩兵の凱旋手続き事務の「総裁」となった。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任者であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考えられる。また、凱旋将兵は勝ち軍に誇り節度を乱しがちであったが、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという¹⁸。内田直筆履歴には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱旋手続き事務の「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せない¹⁹。それは、翌明治二年（一八六九）三月七日に内田が、薩摩藩の参政に就任したことに関係していると考えられるからである。この参政とは、明治元年一〇月、新政府により布達された藩治職制に基づくポストである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、藩主の下トップが執政（のち大参事）、次が参政（のち権大参事）であり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政の首脳に拔擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、凱旋将兵への抑えとしての役割である。

あまり知られていないが、戊辰戦争後の薩摩藩は凱旋将兵によって混沌とした状況を呈しており、内田もかつて京都留守居の下役であった宮内権大丞・新納立夫へ宛てた書簡で鹿兒島の状況を嘆いている⁽²⁰⁾。凱旋将兵らは、藩治職制に基づく政府からの改革指令に便乗するかたちで、藩の要職を占めながら王政復古や戊辰戦争になんらの貢献すらしていない門閥衆の排除を久光・忠義父子に求めた。明治二年二月には凱旋した隊長たちが、藩主忠義の面前で実弟の島津久治を拳兵討幕に反対したと詰問し、家老職辞職に追い込んだ⁽²¹⁾。また、伊地知貞馨や奈良原繁ら久光の側近も藩政から排除された⁽²²⁾。こうした状況に苦慮した久光・忠義父子は、明治元年（一八六八）秋以来、新政府にも藩政にも関わらず悠々自適の生活を送っていた西郷に、凱旋将兵の跳梁跋扈について対策を講じることを期待し、明治二年二月、湯治先に藩主忠義がじきじきに西郷を訪ねて藩政に関わるよう要請した。これはさすがに拒みきれず、西郷は再び新政府に復帰する明治四年まで、参政ついで顧問、大参事として藩政改革に取り組んだ。しかし、内田も含めて西郷をしても凱旋将兵らの要求を拒むことができず、西郷の改革は、それに対する場当りの対応がめだつものとなった。その内容は、門閥の徹底的打破、私領の返上、世禄の改定の三点であるという。これは、戊辰凱旋の下級士族を特に優遇するもので、この改革によって旧門閥層は禄高を大幅に削減され、それが藩兵の軍拡費用に充てられていた。すなわち、下級士族を中心とした藩政クーデターとみなされている⁽²³⁾。

西郷による藩政改革と同時進行したのが、新政府の中央集権化策としての版籍奉還である。公議人を兼ねていた内田は、版籍奉還についても関わっている。

すでに明治二年一月、薩長土肥四藩主は版籍奉還を朝廷に上奏していたが、同年五月、新政府の行政を総攬する三条美実が、薩長土肥四藩の公議人を招いて具体的な意見（藩論）を徴した。これに対して内田は、藩地鹿兒島へ報告して久光・忠義父子の意見を求めた後で奉答すべしと述べた。三条からの報告を受けた大久保利通は、内田がすすめようとしている「御国許へ懸合」が薩摩藩側の遅延につながることを指摘し、長州藩との連携を重視して在東京の薩摩有志によって藩の答申を作成する⁽²⁴⁾。各藩の公議人に求められた役割は、藩論を表明する代表であることであり藩論と公議人の意見が不一致となることは禁忌であったが、内田の意識では公議人Ⅱ従来からの留守居トップの座という認識であった。それは同年六月に、内田が吉井幸輔へ宛てた書簡で「朝廷方御沙汰御座候ハ、兎角御国元江申上報知次第否可申上と御答申上ル所ニ取究度」と認めたことから分かる⁽²⁵⁾。以上から、内田が薩摩藩にとって、就中、久光・忠義父子にとっては、その意を奉じて活動する実務家として欠くべからざる家臣であったといえる。

版籍奉還は同二年六月一七日から勅許され、各藩主は藩知事に任命されたが、鹿兒島では更なる混乱を招いた。それは、久光が新政府の中央集権化策と、藩主をトップとする藩の身分秩序を崩した藩政改革

への不満をあらわにしたからである。すでに藩政と藩主の家政は区分され、藩政を司る知政所（藩庁）と家政を担当する内務局が組織され、藩主忠義は鹿兒島城の本丸を去り、本丸内に知政所が置かれた。そして版籍奉還で藩主は地方官となり、家禄も藩の歳入の一割と定められた際の鹿兒島状況を、内田の書簡から見てみたい。

「此節も例之大傷主（久光のこと）とお知政所申争ひ鹿兒嶋中忽ち名高き事罷成候よし承赤面至極、（中略）何もかも十分一として地頭被仰付置候得ハ、序も乱れ（中略）都之城など苦情申立候処、奉せぬ心得ならハいか様もいたせ兵隊を以処置可致」²⁶」
混乱ぶりがうかがえて興味深いが、内田は同書簡で更に次のように認めて、旧主の意向と中央集権化政策の板挟みとなっている（藩臣）身分から（朝臣）化への異動希望をあからさまに述べている。

「王政復古と申ものハよきか上ニもよきものとのミ樂居候処、扨々案外至極なるものニ而様々の弊出纔一年余ニ而如斯世態ニ罷成候付、十ヶ年も仕候ハ、如何罷成可申哉歎息之極ミニ御座候、兼而 朝廷江罷出候儀は心の欲せざる事ハ御咄も申上置候而節を曲ケ候儀ニ相当申候得共、余り飽ミ果て之工夫ニ付親友之御好ミニ尊兄之思召何卒東京江御飛ハし被下候様乍御手数奉願上候」²⁷」
その後内田は明治三年三月二七日、弁官に任じられ従五位に叙される。晴れて新政府の官員となった訳であるが、翌年の廃藩置県に伴う官制改革で弁官は廃止となり、七月二四日に御用滞在を仰せ付けられた。

二. 地方官としての内田政風

1. 廃藩置県の断行と内田政風赴任の経緯

明治四年（一八七二）七月一四日、廃藩置県の詔書が發布され、廃藩が断行された。廃藩前後の金沢藩知事前田慶寧の動向を確認すると、同年四月に「天機窺」いのため東京へ上ったが、約二ヶ月の滞在後の七月三日、東京を離れ金沢へ向かった。その道中で一四日を迎え、金沢帰着は一七日であった。その後一九日、東京からの早飛脚で知藩事免官辞令が金沢へもたらされた²⁸。廃藩発表の一日前からの帰藩については、廃藩置県に伴う措置であったと見る向きもあるが、周知のように廃藩置県は政府首脳部のごく少数者（西郷・木戸・大久保ら）による短期間の密議の後に決行されており、前田慶寧が事前に廃藩を知っていたとはいえない。そして、廃藩断行後の地方改革（府県の長官人事や統廃合など）の構想は、七月の段階では決まっていない²⁹。一〇月末にようやく大蔵省による府県区画改革が発表され、全国規模での地方長官任命は、一月に本格化する。しかし金沢藩は巨大藩であるため、混乱防止を念頭にいち早く地方長官として内田が任命された。

内田自筆の履歴によれば、同年八月一五日、金沢藩大参事に就任し、同年十一月二〇日に金沢県参事、翌五年八月二七日に石川県権令、翌六年二月二二日に石川県令へと昇進した。当時、県令または権令が欠員の際は参事がその県令を代行する事になっており、本県を

含め多くの県で令欠員・参事のみ任命されたことは、内田が県令代理として任命された事になる。つまり、内田は明治八年三月三十一日に県令を依願免官となるまでの約三年七ヶ月（途中、太陽暦への改暦あり）の間、本県のトップの座を占めたのである。

ここで、二つ確認したい点がある。一つは、内田の地方官最初の官名である。実は、戦前の『石川県史』⁽³⁰⁾ や『石川県史料』⁽³¹⁾ などでは、明治四年八月一日に任命された内田の官名が金沢県大参事となっている。そのため、本県の通史をあつかつた書籍なども、金沢県大参事と記されるのが通例である。しかしながら、内田自筆の履歴のような本県の編纂史料以外の史料を検討すると、金沢藩大参事が妥当である⁽³²⁾。ちなみにここで気になるのは、廃藩置県後、いつの時点まで「金沢藩」が暫定的にしても存続したのかであるが、布達など諸史料の不足からはつきりした日付は分からない。なお、同四年九月五日付で大久保へ宛てた内田書簡の署名は「金沢県内田大参事」⁽³³⁾ となっていることから、九月初めまでには金沢藩の名称は無くなっているといえよう。この事実、旧金沢藩をそのまま継承した金沢県が、同四年一月二〇日付で富山県・大聖寺県ともども廃止されて加賀一國を管轄する新しい金沢県が設けられ、内田が参事に任ぜられるよりも前のことである。

二つ目は、内田の在職期間である。当時の各府県長官在職期間の傾向を示せば、明治五年まででは任期一年以上に達する者は半数以下であり、翌六年に至っても在職三年未満の者が全体の七九パーセントを

占めている⁽³⁴⁾。廃藩後の府県草創期には統廃合も続いており、各府県長官の地位が不安定であった。その克服のため、明治九年に「県官任期例」が出され、以後は短期間の任用者が減っている。つまり、内田県政の時代は全国的に見ても長期間であったといえるとともに、内田がお飾り的な存在の人物ではなかったという点があげられる。

次に、内田が金沢へ赴任することになった背景について、金沢士族と鹿兒島士族双方の回顧談を紹介したい。まず、金沢士族による招聘運動は以下の通りである。旧金沢藩士族の陸義猶や杉村寛正らが、廃藩置県後参議となっていた高知出身の板垣退助に掛け合い、その板垣の紹介で佐賀出身の左院副議長江藤新平に会い、江藤の斡旋で実務派として評価の高かった鹿兒島出身の内田政風に白羽の矢が立ったという⁽³⁵⁾。

もう一つは、旧薩摩藩士有馬純雄が回顧録の中で記したものである。廃藩置県後の明治四年八月、内田へ西郷が命令的口調で金沢県の大参事になって行く様にとの内命を伝えたところ、剛直で有名であった内田は断固拒否した。窮した西郷は、有馬しか人材がいなしとして有馬の赴任を要請する。この事態に有馬は、以下のごとく内田を説得した。「今の私（有馬）では学問が不足している。この力量では、県令はとても務まらない。私を助けると思って金沢への赴任を承諾してほしい」と。必死の説得に対して、内田が赴任を受け入れたというものである。この回顧録は、石川ルーツ交流館開設のための調査で初めて県内に紹介され、ルーツ交流館発行の書籍にも記述の一部分が引用

されている³⁶⁾。

以上の事実から、地元側の運動もあつたろうが、陸が私淑していたとされる西郷や桐野利秋らとは、同じ鹿児島士族でも明らかに異なる人脈に位置する久光側近の内田が選ばれたことについては、やはり維新以前の京都での実績や、廃藩置県以前の新政府での地位が新政府とは微妙な関係にあつた巨大藩・金沢の新統治者に相応しいし、また官制改革を名目とした政変で、政府の中枢から退けられた内田の処遇としても妥当だと、政府首脳部が考えた結果と指摘されている³⁷⁾。つまり、内田の人事は左遷に近いという評価である。しかし、有馬の回顧録を再検討すると、上記の西郷・内田・有馬のやり取りの後に「一体内田さん斗りでなく、維新当時の鯁骨漢は大抵落伍者と為つて仕舞つた。内田さんなどは両島津公爵家から、叙位の御申出でが有つたに拘らず、どこか知らん中途で揉み消されたとのことを確聞して居るが、ソ一迄意地悪く維新の功臣を葬らなくても宜さそうなものだ」との記述があり、内田赴任の話は維新の功臣を体よく葬つた事例として紹介されているのである。

有馬の内田に関する回顧談には、別の史料もある。有馬が政風の息子政彦に宛てた大正二年（一九一三）の書簡で、前掲の内田政彦「我可父乃佛」に綴られている³⁸⁾。その書簡でも内田の県令赴任の顛末を政彦に書き送っているが、内田の人となり伝えることを目的に記されている。要約すると、内田は薩摩藩出身者の年長者として西郷、大久保と頭角を並べていた。西郷・大久保は新政府の立役者である

が、内田は政府の人というより薩摩藩の人であつたと評価している。西郷は時に無礼な振舞いをする³⁹⁾ことがあり、剛直な内田とは時に大衝突した。それに比べて、大久保は注意深く内田と接していたという。注目したいのは、内田の県令赴任の顛末で、先のお回顧録に未記載の部分が確認できる。それは、明治四年に長谷川準也、陸義猶ほか数名の金沢士族が上京し、陸軍少将桐野利秋と面談。鹿児島士族のうちで実務に明るい県令適任者として、岩下方平と内田政風二人の名前がある。陸らは、この二人の内一人をぜひとも県令に任じてほしいと西郷に懇請する。しかし、岩下はすでに大阪府大参事となつており、内田しかいないとなつたという。その後の顛末は回顧録と大差ないが、有馬が県令となつて旧大藩を治めきれない事態となつては、王政復古・廃藩まで成し遂げた新政府の中心である薩摩の名折れとなる⁴⁰⁾ことが強調されている点は見逃ごせない。

この書簡からは、廃藩後の政府の中で旧薩摩藩出身の人材、就中、実務家としての人材が不足していたことが読み取れる。また、先に見たように、内田自身が「藩臣」身分から「朝臣」化を希望していたことも併せて考えると、久光側近の内田を「左遷」したとする見方は、慎重を要すると思われる。後述するように、久光が現政権の大臣排斥を求めて盛んに政治活動をする明治七〜八年の状況を先取りしすぎているようにも考えられる。

2. 石川県の成立過程

ここでは石川県の成立過程について、内田が中央政府とやり取りした公文書から見てみたい。金沢県は、内田が赴任した直後の明治四年一月二〇日付で管轄替えが行われ、加賀一國を管轄することになり、能登国全域と越中国射水郡が新設の七尾県の管轄となった。これを受けた内田は、一二月に県庁所在地の移転を政府（太政官の事務局である史官）へ願ひ出た⁽⁹⁾。

上記の管轄替えによつて、「元來金澤ノ儀ハ加越能三州總轄ノ折、据置候政廳」であるため金沢を離れたいと記す。内田は、当時の金沢の状況を次のように記した。「数多ノ士族卒モ群居シ其給禄等ノ潤澤ヲ以、十二七八ハ無産ノ人民、身ヲ勞セス活計相營、自然輻輳ノ地下相成候ヘトモ、既ニ分縣相成候上ハ授産ノ方法ニヨリ追々士族卒モ各所ヘ移散シ、市中自然衰微ニ趣（赴）キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難ヲ生スルコト目前ニアリト雖トモ、従前奢侈ノ舊習一時洗滌不致テハ、愚民ノ方向ヲ転セシムルコト甚タ難シ」い状況である。そのため、「金澤ハ加賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移廳シテ衆庶ノ便ニ就キ、且、安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕度」との希望を述べ、候補地を「能美、石川兩郡ノ際、手取川ノ下流、美川町」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ管下中央ノ地ニテ、布令ノ説諭四方ノ通信運輸共ニ其宜ヲ得、且、上ハ越前、下ハ能登諸浦通舟等、地理十分ノ場所」であるからとした。そして、「速ニ此地ヘ転シ、名モ美川縣ト改稱セハ可然儀ト奉存候。然ル

上ハ金澤・大聖寺ノ二カ所ニ出張所ヲ置キ事務取捌」き、混乱が発生しないように進めたいとの意向も添えていた。

内田の移庁願ひは、地方行政を管掌していた大蔵省での検討をへて、翌五年一月二八日、以下の答申が出された⁽¹⁰⁾。

ここでは、「金澤縣參事願ノ趣參考仕候処、将来彼地衆庶ヲ按撫スル都合モ宜シク可有之、且、運輸ノ便モ得可申候間、願ノ通移廳相成可」と内田の移庁理由に賛意を表している。しかし、県名の提案には同意を示さず、「美川縣ノ稱ハ不都合ニ付、石川縣ト改稱致シ可然」とした。不可となった最大の理由は、町の境界調査で不都合が生じるためとした。具体的には、「美川町ノ儀ハ、石川郡元本吉村ト能美郡元湊村ヲ合併シ、去未（明治四年）三月ヨリ相唱候儀ニテ、一市兩郡ニ互リ、境界取調等ノ節、不都合之廉モ可有之」としたものであった。そのため、「石川郡ノ分ノミ美川町ノ稱ヲ存シ、能美郡ノ分ハ依舊湊村ト相唱可」との町の区画と名称についての行政指導も付け加えて出している。そして、政府が発給する御布告案として、「金澤縣、石川縣ト改稱之事。但、縣廳ハ美川町元本吉村ニ被置、能美郡美川町依舊湊村ト改稱事」という文章を付加している。

以上のように、美川町へ移庁願は認められるものの、美川県という県名は不許可となった背景に、内田の願書の趣旨をすんなり通させない政治力学が大蔵省内で働いた可能性が指摘されている⁽¹¹⁾。当時の大蔵省（大蔵卿大久保は外遊中で不在）は、長州閥の大蔵大輔井上馨のもと、薩摩出身の大蔵少輔吉田清成や大蔵権大丞松方正義が実務を

指導する体制で、久光・忠義父子に近い立場の内田とは異なる政治路線集団といえることも加えて指摘できる。しかし、当時の府県統廃合の基本方針として原則県名については県庁所在地の郡名をとるとしている点から考えると⁽⁴²⁾、深読みの感もあるろうと思う。

ここで、廃藩置県後の府県統廃合と県名について、石川県以外の事例も含めて検討したい。その時よく出される説が、維新の際、朝敵藩や日和見だった藩には、旧藩の名称や城下の名称を採用させない方針を政府が持っていたとする説である。しかし、この説は明治大正期に活躍したジャーナリスト・宮武外骨の著述を根拠としており⁽⁴³⁾、再検討が必要であると考ええる。

明治四年一月、府県の統廃合が行われ、それまでの三府三〇二県が一挙に三府七二県となった。この統廃合の過程には、王政復古やそれに続く版籍奉還、廃藩置県に際して功労のあつた有力大藩への配慮と妥協がなされている。例えば、同年八月に参議の木戸孝允が、鹿児島藩を三つ、山口藩を二つ、金沢藩を三つにそれぞれ分割する区画案を提示し、それは大久保や西郷も同意していた。その後、九月に大蔵省が三府七三県とする原案を作成し、閣議でさらなる修正が加えられた。その過程で、鹿児島藩を三分、山口藩を二分するという企図は、木戸自らの出身藩においてすら実施できず、それは有力大藩への配慮と妥協が存在したからである。例えば、山口県は当時全国最大の八九万石の大県となっている。また、三三万石と縮小した鹿児島県ではあるが、長官は旧薩摩藩士大山綱良が勤めている⁽⁴⁴⁾。この指摘に異存

はないが、さらに付け加えるならば、金沢藩が木戸の区画案通り三分割されたことを重視したい。この時、政府は府県の区画については、①三〇〇四〇万石程度の規模、②長官人事は他府県出身者、③県名は県庁所在地の郡名という原則を持ちながらも、規模・長官人事・県名という要素をたくみに組み合わせ、統治の「実験」をしたのではないかと考えられる。先ほどふれた八九万石の山口県であるが、長官は長州出身者ではない（旧幕臣、静岡県土族の中野梧一）。また、越前福井藩出身の村田氏寿が長官を勤めた福井県では、「福井」の名前が残されたにもかかわらず、同地出身の村田からわざわざ郡名である足羽県への変更が出願されている。東北の大藩であり、かつての奥羽越列藩同盟の盟主であつた仙台では、栃木県土族の塩谷良翰が長官であつたが、仙台県から郡名を用いた宮城県への変更が出願された⁽⁴⁵⁾。以上のごとく県名の変更は、旧藩の影響力をできるだけ排除しようとする政府の意図が存在するとともに、同時に諸事一新を推進しようとする地方官側の願いを反映したものであつたと見ることができ。そもそも、明治初期の地方統治や戸籍編成、地租改正などの諸事改革については、新政府において当初からプログラム化されていたわけではなく、政策の実施過程を通じての選択がかさねられて進んでいることもあわせて考慮すれば⁽⁴⁶⁾、維新の際の朝敵・日和見藩への懲罰的措置説は後年のものと言えよう。

こうして明治五年二月、加賀国一円を管轄する石川県が始動していくことになるが、直面した課題は、やはり旧大藩がかかえていた元武

士である士族への対策であったと考えられる。この点は、翌六年に着手された地券調査に際して、内田の名前で石川県が発行した和紙製の市街地券（いわゆる壬申地券）の現存史料からもうかがえる。その明治六年の市街地券の交付された地所が藩政期には武士の組地となっていた土地のものばかりであることや、通常なら県令印が捺される地券に内田の実印が捺されており、県令印の作成を待たずに交付が進められていたのである⁽⁴⁷⁾。つまり、士族対策が優先されているのである。

廃藩置県により、士族・卒族の家禄の支給が諸府県の事務とされていた。廃藩直後に金沢県が管轄していた士族は七〇七七名、卒族は九四七四名であったが、翌五年には、旧大聖寺県（同四年十一月二〇日、金沢県に合併）から引き継いだ者を合わせて、士族は七四五二名、卒族九八六名に増える。しかしながら、管轄区域の石高は一〇二万二七〇〇石から四六万四〇一〇石と半分以下となつている⁽⁴⁸⁾。

これでは県の財政が立ち行かないはずである。やはり、藩政期のように城下町金沢をささえるためには能登・越中の生産力を背景とせざるをえないといえよう。それを示しているのが、明治四年一月二〇日に設置された七尾県が一〇ヶ月後の五年九月二七日付で廃止となり、能登国が石川県へ編入されたことからもうかがえる⁽⁴⁹⁾。諸事一新とは名ばかりで、朝令暮改との誹りを免れない状況であるが、さらに同五年、内田は政府に対して県庁の金沢再移転を願ひ出る⁽⁵⁰⁾。

そこでは、やはり七尾県廃止・能登国編入の件をもって、「増管轄

等相成候ニ付テハ融通ノ道大ニ開ケ」と記して、大きな変化としてあげている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之（中略）県庁ヲ石川郡金沢ニ復歸仕度奉伺」と記した。次いで、先年の移転については、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廢置県三分ノ際、従来三州ノ人民輻輳ノ氣脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、無抛移庁ノ策ニ相及候」と説明している。そして、金沢への再移転のもう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ被置候ニ就テハ金沢其地位ニ可有之、且裁判所ト県庁ト懸隔候テハ百事不都合ノ儀モ可有之」と記していることからうかがえる。当時、官衙・裁判所などの建物は、矢継ぎ早に出される改革指令にその営繕は追いつかず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしかない状況であった⁽⁵¹⁾。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めざるを得ず、約八ヶ月間（実質移転からは半年）の美川県庁時代が終焉した。なお、この伺に県名の金沢復旧については盛り込まれていない。

3. 中央政府・内田県政・金沢士族

ここでは、県令時代の内田が政府要人へ宛てた書簡から、その県政をうかがってみたい。

まずは金沢へ赴任して間もない明治四年一〇月五日付で、西郷隆盛並びに大久保利通、得能良助、伊集院直之助（兼寛）に宛てた書簡で

三メートルにも及ぶ長文のものである⁵²。なお、当時大久保は大蔵卿の地位にあり、得能・伊集院はその下僚として大蔵省に出仕していた旧鹿兒島藩士である。内田は金沢の状況を以下のように記し、「人物少くいまた半開ニも不至」と報告している。

「二躰遊陞ニ而進テ事を尽候人氣ニ無之哉ニ被察申候、畢竟是迄平士卒ニ至ル迄各藩ニ比候ハ過禄ニ而官禄ヲ不仰候而も銘々活計出来申処方踏込勉勵スルもの無之（中略）是等ハ天下之大藩ニ而内のミ知り各藩と親ミヲ不付、所謂井蛙論故ニ事情を不知ものと相見得申候」

更に内田は、上記のような状況に対して思い切った対処を怠ってきた藩庁、就中、旧藩主へ対して、「百万石之知事さえ今日如キヲ不知、おのれか活計のみヲ心配今日之形勢ヲ不弁ハ志之小なる方起候儀ニ而此末沸騰ヲ醸候而も程之しれたる事坎、実は一笑すへき事無申迄不便といふへき坎ニ御座候」と記して批判を加えている。

続いて本題の一つ目は、県官人事について大きな入れ替えを行ったことを報告している。

「然は過日申上候通当県其後判任以下之黜陟、追々相始り登庸之面々は兼而実着之向取調相成、（中略）此度出仕之坪之内金吾（坪内全吾）、藤勉一（杉村寛正）之兩人、権大参事江 宣下県庁方申上候付速ニ被命候様御願申上候、小参事等之儀彼は吟味ニ相成候処、是迄大属ハ不残免職ニ相成、新ニ登庸相成候処はまた日数も不立内亦其内方小参事等ニ願立候而ハ人氣折合ニも関係いた

し、只名目のミ相替事実上方すへ而は有名無実ニ付、暫時少参事ハ欠キ置、追而人選可致方ニ談相成申候」

権大参事に就いた杉村・坪内らは、旧金沢藩兵の下士官・将校であった。先に見た、内田の招聘運動の際にも登場した陸義猶らとともに⁵³、彼らが内田を奉戴して県政の刷新をめざしたが、そのモデルとしたのは門閥の徹底的打破からはじまった下級士族中心の藩政クーデターと評価される鹿兒島藩の改革であった。内田の書簡にも、「此度ハ有志之面々憤発兵隊之取仕立等ハ感心之訳ニ御座候、明六日は惣調練有之筈ニ而未明より俱々出張之賦御座候」とあり、内田が軍事訓練を視察している。

本題の二つ目は、経済問題である。江戸時代には三都に次ぐ人口規模を誇った城下町で大消費都市であった金沢の経済状況が思わしくなく、旧藩以来の「米券（米切手）」発行もしくは同額の公金拝借を認めてほしいと記し、説明のため県官員を東京へ派遣するとしている。

「三宅幹（金沢県平民） 過日出仕被仰付候人ニ御座候、此度出府（中略）必至之県難下民目今難渋する之情難捨置儀、夫等大政府之洪沢を仰ン為ニ御座候ハ、元来当県ニ從來金六万石之米券ヲ年々七月方十月迄ニ割合出シ、夫レヲ以テ私幣ヲ引占メ県内平均之大策ヲ立、夫ニ而諸色釣合ヲ仕置候（中略）当年は御主意ヲ奉シいまた一粒之米券出さる方県下追々米相場下落ニ相成、四民甚難渋実ニ救ふへからさるニ立到り此末何様之難到来も難斗、依之冀くは常年通施行御聞濟若無御免候得は、右六万石ニ応し公金拝

借願両様之一ツハ是非とも免許不相願而ハ瓦解可致」

藩政時代は各藩が年貢の米を見込んで米商人に米切手を発行して財政赤字を補っていた。しかし、新政府は正規通貨の流通の妨げになるとして、すでに同四年四月四日の太政官布告で米切手の発行を禁止している⁽⁵⁴⁾。禁止されたことをあえて復活させてほしいと嘆願するほど、県の財政が逼迫していたことがうかがえる。

三つ目は内田自身の近況報告であるが、故郷鹿兒島や京都・東京とは異なる北陸の風土に困窮している様子がわかる。

「昨四日僕偶居相渡引移申候、元来当所之家作雪を防ヲ専といはし、軒端分外ニ突出故何方も暗室東京辺と大ニ趣キ相変居不居馴儀ニ而甚難渋(中略)空さえ相見得不申位罪なくして配所之月をミるとやら夫さえ出来さるハ何之罰ニ可有之哉と甚困窮此事ニ御座候」

次にこの書簡の一〇日ほど後の一〇月一六日付で、内田が大久保並びに得能、伊集院、松方正義に宛てた書簡を見てみたい⁽⁵⁵⁾。

本題の一つ目は、引き続き「国弊(米切手)一条」、つまり経済問題である。

「然は国幣一条切迫之事情も御座候、過日三宅幹(金沢県平民)

出府ニも縷々申上候通ニ御座候、何卒亘敷御含御仁慮被成下度偏ニ奉願候」

二つ目は、大久保ら政府要人への面会希望の仲介である。「今度陸(義猶)大属是ハ正廟(県庁)ニ相勤ル人ニ而矢張正義之巨魁とも可

申仁ニ御座候、出府之主意ハ兎角 闕下(朝廷)之事情親敷見聞」したいため、「先生方(大久保ら)江も罷上り何度との談方被罷出候付御用閑ニは拜謁被仰付御教諭ヲ蒙リ度含ニ付御繁務中ニは可被為在候得共、をして御願申上候」と記している。内田は赴任の経緯もあつてか、陸を「正義之巨魁」と称賛している点が興味深い。

また、この書簡でも自身の近況報告は記されているが、北陸の冬場に向かう天候にはかなり困惑している。

「大方雨残ニ而不遠水雪降り寒ニ近ク相成候得は、積雪山ヲうすむ処ニ無之、人通も絶候事も有之よし、老三月甚困窮都恋しく三十六計逃ルヲよしと承申付(中略)何の罰ニ候哉独り夜陰より老之寢覚ニ煙草ヲくゆらし申候得は、稍発興之萌シなきにしもあらず己レ年ニ似合ぬと頭ヲ叩キ寝セ候もおかし御一笑可被下候」

最後は、一〇月二三日付で内田が大久保へ宛てた書簡を検討したい⁽⁵⁶⁾。もともとは年付けの無い書簡だが、文中にある石川県官吏の草薙良平(尚志)の東京出張所詰が明治六年一〇月のことなので、同六年の書簡と判明した⁽⁵⁷⁾。大久保に対して、上京する草薙との面談を仲介した書簡であるが、当時の政治状況を勘案すると非常に興味深い書簡である。

実は内田がこの書簡を認めた翌日が、いわゆる「征韓論政変」で西郷が政府を去った日である。内容は、今後政府の中心になるであろう大久保に対して「此上之御美政、管只奉渴望」と記している。そして追伸部分では、「人之望と申ものハ様々ニ而我々式之及候処ニ無之、

本人之願甚御気毒奉存候以上」と記し、朝鮮使節としての派遣を強く望んで敗れた西郷の事を「甚御気毒」と評している。金沢にあつても、内田の下に政治情報が集まっていたこともうかがい知れよう。

翌七年には、士族授産事業の一つとして金沢製糸会社が設立されているが、注目したいのはその資本金三万円の内、二万円が内務省から、五〇〇円は石川県から給付された士族授産資金であつたことである。この資金提供は、内田が同郷の大久保の主導で設立された内務省に働きかけたことにより実現したと考えられている⁵⁸。

以上、ごく限られた史料からの検討ではあるが、廃藩置県直後の旧城下町金沢の具体的状況の一端を知ることができよう。その中で内田は、中央政府の官僚の一員である地方長官として太陽暦の導入なども含めた政府の開化政策を遂行しつつも、権限の許される範囲で旧慣に基づいた地域性に依拠して県の行政を行つたと見ることができよう。このことは、中央政府と地方政府（県）の政治力学の双方向性、もしくは、地方の相対的自立傾向としてとらえることができ、明治初期固有の中央―地方関係を示しているといえる。

三、県令辞任後の内田政風

1. 内田政風の県令依願免官と明治八年の政変

内田は明治八年（一八七五）三月三十一日、石川県令を依願免官となり、同日付で御用滞在を仰せ付けられた。この際の御用滞在は、同年

一月一九日に免ぜられているが、内田の県令辞任の背景には旧主島津久光の動向があつたと指摘されており⁵⁹、実際に御用滞在が解かれるまで、内田は久光の中央政府での活動を補佐している。ここでは、中央政府での久光の動向を先行研究によって簡単に確認するとともに⁶⁰、内田の役割についても見ていきたい。なお、内田が突如県令を辞したことから石川県庁内の人事にも影響がおよんだ。先にも見たように内田の与党であつた忠告社幹部の多くが県官吏でもあつたわけであるが、忠告社は内田の後任の権令桐山純孝と対立し、稲垣義方を除きほとんどが県官吏の地位を去つた。加えて、当時県政の重要政策であつた地租改正事業が停滞、混乱する事態も起つており⁶¹、「明治八年石川県政変」と呼ぶことができるような様相であつたことも看過できない。

さて中央政府へ目を転じると、同八年二月に政局の大変化が見られた。いわゆる「大阪会議」である。明治六年の征韓論をめぐる対立で西郷隆盛、板垣退助らが下野し、さらに台湾出兵をめぐる意見の分かれた木戸孝允が政府を去つて、政権の中心は大久保が担うことになった。政府首脳補強策として同六年末には久光が内閣顧問として迎えられたが、さらなる補強措置が伊藤博文、井上馨らによって画策された。伊藤らの周旋で同八年のはじめ、大久保・木戸・板垣が大阪で会談した。この会議によって木戸、板垣が再び政府に復帰し、政府の方針として立憲政体の導入が合意事項になったのである。しかし、明治七年四月には左大臣に任命されていた久光の意向は、この合意と

はかけ離れた位置にあったのであり、あろうことか久光は政府に復帰した板垣と連携して大久保を中心とした現政府に揺さぶりをかける。

そのため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東京へ召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに新政府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廢藩後には鹿児島令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどしたが、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。

内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之 朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廢藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが⁽⁶²⁾、以後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、西洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主張したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ全国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地から多数の建白書が届いていた⁽⁶³⁾。興味深いのは、久光が特に服制にこだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐古趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制を払しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先

に見た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿児島藩政クーデターの記憶につながるものであった⁽⁶⁴⁾。つまり、久光

にとって現政府の「文明開化」政策は、わが国固有の美風とみなしている国体を破壊し、共和政治に転ずる危惧をいだかせたのである。廢藩で殿様がいなくなったわけであり、殿様の次は皇室も危うくなるという危機感を持っていた。これは、久光のみが持った危機感ではなく、当時公卿や旧大名からなっていた華族層にも共有されるものであった。

内田は、現政府へ不満と危機感をもつ宮家（有栖川宮熾仁親王など）、旧大名（松平慶永、伊達宗城など）らを久光の元老院議長兼任や建言採用の方向へ動かすべく周旋した⁽⁶⁵⁾。久光はすでに明治七年五月、「意見書」と「人撰書」を政府へ提出して自らの建言実現を要求した。大久保が建言の実現を阻止した場合、新政権を組織しようと計っていたという。「久光公人撰書」によれば、久光が排斥の対象としたのは大久保だけではなく、大藏卿大隈重信（肥）、大藏少輔吉田清成（薩）、外務卿寺島宗則（薩）、租税頭松方正義（薩）らであり、現政権の中枢にある内務・大藏両卿及び大久保に連なる鹿児島出身官僚の排斥にあった。久光は彼らに替わる者として伊藤、当時石川県令であった内田を大藏省に任用し、副島種臣（肥）を外務卿に任命、さらに西郷、板垣を参議に復職させようとしたが果たせなかった⁽⁶⁶⁾。

明治八年一〇月、久光は太政大臣三条実美を百官統括の術に乏しいとして、三条の免職を願い出た。最終的には同月二二日、罷免し難しとの勅諭が下され、即日久光は板垣とともに辞表を提出、二七日に受理された（明治八年一〇月政変）。しかし政府は久光の帰鹿を許さず、

一月二日に宮中の名誉職である麿香間祇候を命ずる。久光はこれを辞そうとしたが許されなかった⁽⁶⁷⁾。この背景には、西郷と私学校党が県と密接な関係を持って権勢を誇っている鹿児島で、帰県した久光までもが合流すれば反政府の一大拠点となるおそれがあるからである。

明治九年二月、内田は久光の意向を受けて帰県し、西郷と会談する。西郷の政府復帰と、久光を補佐して政府改革を進めるよう打診をしたが、西郷は同意しなかった⁽⁶⁸⁾。政府側が提携失敗の動きを把握していることは不明であるが、帰県の許可が出て同年三月二日⁽⁶⁹⁾、久光は東京を去る。内田は随行を許され、同船して鹿児島へ帰った。

2. 島津宗家令としての内田政風

明治九年七月一五日、内田は久光・忠義父子の命によって島津宗家の家令となり、同一七年四月、「事故（理由）有之辞職」までこれを勤めた。内田の家令任用については、島津宗家と鹿児島県が対立する事態が生じたことに原因があった。つまり島津家は、県が支援する私学校にその資産が流用されるのを嫌ったのである。県令大山綱良と西郷の私学校党が牛耳る鹿児島県において、県か島津宗家か所有が曖昧であった資産・事業（鉱山、工場、会社、銀行など）について、内田が県令時代の経験・知識を活かして法令に違反する点を次々と指摘した。結果、鉱山と第五国立銀行が島津宗家の所有であることを認めさせ、その他の会社などの経営権返還も県へ迫ったが、解決しないうち

に西南戦争が勃発した。この西南戦争に際して、大山県令から第五国立銀行に対しても出金命令が出たが、内田が出金を断固拒否したという⁽⁷⁰⁾。

西南戦争は、同一〇年二月一五日、西郷ら私学校党が政府へ尋問の筋ありとして率兵上京の途について勃発したが、政府はこれに軍事的にも政治的にも迅速な対応で臨んだ。政府は三月八日、勅使・柳原前光を鹿児島に派遣して、久光・忠義父子に西郷軍に荷担する意思がないことを確認した。これに対し久光・忠義父子は、勅使派遣の御礼のため京都の行在所（京都御所）へ久光は島津珍彦（久光の四男）、忠義は島津忠欽（久光の五男）を正使として派遣する。内田はこの際、副使として忠欽とともに四月一日、京都へ向けて鹿児島を出発し、「今回戦争ノ原因ヲ公正ナル裁判ニ附シテ解決」するべきであるという「久光公意見書」の内容を陳述した。そして翌五月七日、無事に鹿児島へ帰り、久光らへ復命している⁽⁷¹⁾。五月二日には久光・忠義父子が桜島に避難し、西郷軍に投じなかった鹿児島士族一〇〇〇名以上が集まり護衛にあたっており⁽⁷²⁾、当時の鹿児島県内が西郷・私学校一色というわけではなかったことが興味深い。

さて、いわゆる不平士族による最初の大規模反乱となった明治七年の佐賀の乱以降、政府は警察組織や情報機関を整備して情報収集を盛んに行ったが、金沢の状況を報告した書類も残されている⁽⁷³⁾。それは、歩兵第七連隊に密偵として送り込まれた高橋維則大尉が西南戦争中の様子を報告したものである。内容は、内田が県令を辞してから士

族結社忠告社の勢力が衰え、多数の党派に分裂していることを報告し、注意すべき党派に「嶋田何某の徒」と記して石川県士族嶋田一郎らの存在をあげている。西南戦争の翌年、政府の中心であった大久保を暗殺した嶋田らを政府がすでに不穏な人物として警戒していたことがうかがえるものであるが⁽⁷⁴⁾、金沢の士族の一部が「夙二西郷桐野篠原内田ヲ奉戴シ屢々通謀シテ義ヲ同フシ皆西郷以下ヲ信仰スル恰モ神ノ如シ」と記しており、西郷ら私学校党とはあきらかに異なる人脈にある内田の名前があがっている点は看過できない。これは密偵の誤報などではなく、当時の内田は実際に監視対象とされ、その私信は検閲を受けていた。明治十一年五月三十一日に警視局権大警部奥村陟と警部補木村定勝が出張先の石川県から、内務省警視局大警視（今の警視総監）川路利良に送った報告書には、内田と同県不平士族の連携について、「内田政風え之音信方も探索仕候共（中略）既に昨十年春来頃日迄之郵便書も委く相調候処、当県士族共より鹿兒島表え指出有之書状拾五六通有之候処、何れも嫌疑可致文通更に無之候」とあり、郵便検閲が持続的に行なわれていたのである⁽⁷⁵⁾。

その後明治一六年、島津宗家が所有する鉱山事業が暗礁に乗り上げ、事業の近代化のため政府から拝借していた資金の返済のめどが立たなくなった。この事態に島津宗家をとった策が、大胆にも大蔵卿の現職にある旧藩士松方正義（当時伯爵）に相談をもちかけるといふものであったが、当然それは大幅な家政改革を伴った。すなわち、内田は翌一七年四月、「事故（理由）有之」家令職を辞職、以後、現職の

まま松方が島津家顧問となって改革が進んだ。以後内田は、島津宗家が筆頭株主である「第十五国立華族銀行世話役」を勤めることとなる⁽⁷⁶⁾。当時、島津宗家の政府からの拝借金の大半は返済不能となっていたが、政府にとつても完済させなければならぬ事情があった。それは、同一九年に施行された「華族世襲財産法」である。この法律は、島津家に限らず当時困窮する多くの華族を救済し、「皇室の藩屏」としての華族を存立させるための財産保護法であるが、島津宗家の予定されていた登録財産に第十五国立銀行の株券があった。しかし、あろうことか株券が鉱山資本拝借金の抵当になっていた。筆頭株主である島津宗家の株券が登録できない事態となつては、お話にならないからである⁽⁷⁷⁾。世襲財産法施行の一ヶ月前に、島津宗家の拝借金は無事返済が完了しているが、政府から特別な措置が施されたものと考えられる⁽⁷⁸⁾。

なお、内田の家令辞職の経緯について、政風死去時の新聞記事に以下の記述がある。内田は「島津公の家令となり、爾来同家の財政上に力を効すほとんど十年、島津公その恪勤を悦び、往々將に頼る所あらんとせしに、たまたま某伯等暗に同家家政に容喙し、私に翁を中傷す。翁慨然として曰く、ああ我が事止むと」⁽⁷⁹⁾。この記事中にある「某伯」とは、松方正義のことを暗示しており、内田と松方との間に確執が生じたことをうかがわせる記述となっている。内田は明治二五年七月二十七日、第十五国立銀行世話役も辞し、同年九月二十八日、故郷の鹿兒島へ戻った⁽⁸⁰⁾。

3. 内田政風爵位請願、恩典追願

内田は、第十五国立銀行世話役を辞職する直前の明治二五年五月、東京の丸木利陽写真館において肖像写真の撮影をしている。この肖像は、戦前の『石川県史』に掲載されているものであり一般によく知られている画像であるが、撮影時期や場所は当館所蔵の内田政風肖像写真の裏書によって判明した。内田が七八歳の時であり、まさに最晩年の肖像である。現在、この画像以外の肖像は県内でも確認されていないが、なぜ最晩年になっての撮影を行ったのか。その理由は、爵位請願準備のためだったのではないだろうか。

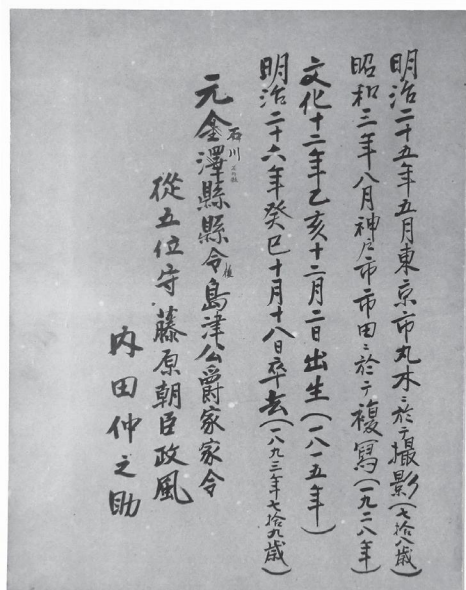
宮内庁宮内公文書館所蔵の「従五位内田政風勲功上申書（明治二六年）」によれば⁽⁸¹⁾、内田の爵位請願は、同二五年一月に提出予定であったものが遅れて翌二六年九月一四日に提出された。島津両公爵（宗家忠義・玉里家忠濟、久光は二〇年一二月死去）の証明書と、黒田清隆（伯爵）・黒田清綱（子爵）・伊集院兼寛（子爵）・岩下方平（子爵）・大迫貞清（子爵）・仁礼景範（子爵）・海江田信義（子爵）・本田親雄（男爵）の連署で宮内大臣土方元宛に上申するも、授爵は却下となってしまう。上記のごとく、当時すでに授爵していた同郷のお歴々が先輩の内田を推挙したのであったが、なぜか松方正義の名前はない。

すでに内田は同二六年一月には「中氣症」を患っており、爵位請願の翌月である一〇月一八日没した⁽⁸²⁾。七九歳であった。

内田没後の明治三十一年一月から三月にかけて、政風への恩典追願も



内田政風肖像写真
(石川県立歴史博物館所蔵)



写真裏書

行われた。なお、この前年の一二月には、島津忠義も死去している。追願は、岩下方平（子爵）・海江田信義（子爵）・黒田清綱（子爵）・本田親雄（男爵）の連署で半官的な修史事業を行っていた史談会の副会長東久世通禧・池田茂政へ上申し、東久世・池田から宮内大臣田中光顕宛に上申されたが、再び却下となったようである⁽⁸³⁾。

おわりに

内田政風が石川県のトップの座を占めたのは、廃藩置県から大阪会議に至る約三年七ヶ月の期間であった。この時期は、立憲政体の導入が「国是」となる以前であり、国制改革の方向が確定していなかった。そして、この時期の府県は確かに中央政府の出先機関にすぎない側面もあったが、中央との関係は、上意下達の一方通行的なものではない場合もあったと指摘されている⁽⁸⁴⁾。内田の県政が、明治初期における中央政府と地方政府の関係において、地方官は形式上あくまでも「官」でありながら、地方の実情を鑑みた意識としては「官」と「民」の接点として自らを位置付け、中央政府に対して相対的な自立を試みようとする双方向性を帯びていたといえよう。また、県令辞職後の内田が生きた時代は「明治国家」の成立期であり、帝国憲法や議会の導入にそなえて政府組織や地方制度の改革や、のちに「皇室の藩屏」と呼ばれた華族の位置づけの再編成が行われた時代にあたる。すなわち、内田政風の生涯をたどることが「明治維新の勝者」で

あった旧薩摩藩のなかにあつて、叙爵の恩典に浴さなかった内田個人の事績を検討することにとどまらず、人物をとおして明治維新という歴史の変革を照射し、歴史をみる眼を豊かにする一つの事例として大きな魅力をもつものであると考える。幕末・維新期の政治史は、西郷隆盛や大久保利通などキヤストを絞った形で論じられることが多いが、当然の事ながら内田のように国元と政治の中心であった京都や東京を結び、政局の鍵を握るような重要な役割を担った人物が、まだまだ多く存在することは見過ごせない。もとより本稿ではごく限られた史料の記述から検討を加えたが、これまで伝記が刊行されていない内田のような人物をあつかう場合は、その職掌やステータスをふまえたうえで論じられるべきであろう。ただし、歴史研究において個人をあつかうことについては種々の議論がある点であり、大方のご叱正をいただくことができれば幸いである。

〔註〕

(1) まず、徳田寿秋氏が年来の研究をまとめた『加賀藩における幕末維新期の動向』（私家版、二〇〇二年）、同氏による最後の藩主の実像にせまられた『前田慶寧と幕末維新』（北國新聞社、二〇〇七年）があげられる。また、宮下和幸氏も幕末維新期の加賀藩について精緻な研究を行っている（宮下「明治初年加賀藩政における職制改革の特質」『『伝統』の礎 加賀・能登・金沢の地域史』、雄山閣、二〇一四年）、同「加賀藩の政治過程と前田慶寧」『明治維新史学会編『幕末維新の政治と人物』、有志舎、二〇一六年』などがあげられる。森山誠一氏は、『石川県史 第四

編』（同県、一九三二年）以来誤述され続けた加賀藩から石川県へと移り変わる時期の支配・行政区画の変遷について訂正を行った（森山「加越能における幕末明治初期の藩県沿革について」『金沢経済大学論集』第三五巻第三号、二〇〇二年）、同「美川町の誕生時期をめぐって」『金沢星稜大学論集』第三六巻第二号、二〇〇二年）などを参照）。次いで、奥田晴樹氏が一連の研究で、初期府県制期の石川県が占めた全国統治上の位置について検討を加えている（奥田「石川県成立の歴史的考察」『日本海域研究』第三七号、二〇〇六年）、同「内田政風と初期石川県」『地域社会の史料と人物』、北国新聞社、二〇〇九年）、同「初期石川県の郡村統治」『日本海域研究』第四〇号、二〇〇九年）、同「七尾県の歴史的考察」『立正大学人文科学研究所年報』第五二号、二〇一五年）などを参照）。その中で奥田氏は、廃藩置県後の石川県設置に至る過程を取り上げ、大参事、のち県令に就任した内田政風の政治的位置と地元士族との相関をあわせて紹介した。しかしながら、内田の政治的位置を検討するに際しては、刊行・活字化された史料を用いた考察にとどまっている。

また、後述のごとく内田が終生仕えた薩摩藩の最高権力者であった島津久光を取り上げた研究についても、近年本格化したといえる。その嚆矢となったのが、芳即正『島津久光と明治維新』（新人物往来社、二〇〇二年）である。この本格的な伝記研究に影響を受けて、久光の人物像の再検討が進んでいる。幕末期の研究では、佐々木克『幕末政治と薩摩藩』（吉川弘文館、二〇〇四年）、町田明広『島津久光と幕末政治の焦点』（講談社、二〇〇九年）、笹部昌利『島津久光 異例の権威』（笹部編『幕末維新人物新論』、昭和堂、二〇〇九年）、家近良樹『島津久光の政治構想について』（明治維新史学云編『幕末維新の政治と人物』、有志舎、二〇一六年）などがあげられる。次いで明治期をあつかった研究で

は、刑部芳則『廃藩置県後の島津久光と麿香間祇候』（『日本歴史』第七一八号、二〇〇八年）、久保正明「明治六年政変後の島津久光派」『日本史研究』第六一―一号、二〇一三年）などがあげられる。

(2) 「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類」（明治二〇年八月）（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「村松文庫」『拾塵雜録』に所収）。森田柿園『金澤古蹟志』（金沢城及び城下の沿革・名跡などについて、旧藩主前田家の依頼を受けて森田が著したもの。成立は明治二四年。筆者は昭和五一年、歴史図書社刊行のものを参照）に、「石川県令内田政風傳」という小伝が掲載されている。小伝には、この当時の文献の多くがそうであるように出典が明示されていないが、森田宛内田自筆履歴書類の存在から、森田が内田に対して履歴を所望し、それに対して内田が「無下二御謝絶申モ却テ本意ニ悖」ることから自ら記載・進呈したことが分かった。冒頭には「其御縣々令奉職ノ縁ニ因リ、老拙藩勤等履歴御所望ニ預リ」とある。二文字目の「御」は「其縣々令」と一度書かれた後、字間に書き足されるなど非常に丁寧に認められている。また、末尾には「此一冊真ノ略書ニシテ政風心覚ノ俣ヲ記載シタルモノニ付、思召ヲ以テ御一覽他、漫ニ不寫様奉願候也。東京ヨリ / 内田政風Ⓔ / 明治廿年八月 / 加州金澤 / 森田平次様」とある。

本稿中の内田政風の履歴に関わる記述については、特に断らない部分はこの「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類」による。

(3) 『明治ニュース事典 第五巻』（毎日コミュニケーションズ、一九八五年）七二頁。

(4) 薩摩藩島津家の家臣团组织については、原口虎雄『幕末の薩摩』（中央公論社、一九六六年）一二〇―一二五頁参照。ちなみに、内田の資格は西郷・大久保が属した御小姓与（他藩の徒士）よりも上である。

(5) 内田政風の履歴については、前掲の「森田柿園宛内田政風自筆履歴書

- 類)以外にも現存する。内田政風の長男で、海軍軍人や佐世保市長などを歴任した内田政彦の手になる「我可父乃佛」(石川ルーツ交流館がコピーを所蔵。内容は、政風の爵位請願(明治二六年)・恩典追願(明治三一年)の提出書類一式や島津両公爵の証明書の写し、政彦へ宛てられた関係者からの書簡やその写し、政彦の手になる覚書などをまとめたもの。ここには明治二六、三一年に作成された政風の「履歴」が三種綴じこまれているが、明治後期に爵位請願という目的の下に編まれたものであるため、履歴の記載は前掲「森柿園宛内田政風自筆履歴書類(明治二〇年八月)」を優先する。
- (6) 前掲『明治ニュース事典 第五卷』七二頁。内田政風の爵位請願の際の履歴にも、同様の記載がある(前掲内田政彦「我可父乃佛」参照。ちなみに西郷は、斉彬を敬愛するあまり久光を軽視しており、久光西郷両者の関係が長年にわたって良好ではなかったことも指摘されている(家近良樹『西郷隆盛 維新一五〇年目の真実』、NHK出版、二〇一七年などを参照)。
- (7) 笹部昌利「島津久光 異例の権威」(笹部編『幕末維新人物新論』、昭和堂、二〇〇九年)参照。
- (8) 註7。
- (9) 家近良樹「島津久光の政治構想について」(明治維新史学会編『幕末維新の政治と人物』、有志舎、二〇一六年)参照。
- (10) 「薩摩藩より長州周旋依頼状(七月)」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵(河地文庫)所収)。松平修理大夫家来内田仲之助から加州御留守居中、仙台御留守居中、大広間席一統宛てて出されている。
- (11) 將軍家茂は、この一か月前の七月二〇日、大坂城中で死去した。
- (12) ちなみに、第二次長州征伐問題に際して当時京都にいた大久保利通は、近衛忠房や関白二条斉敬ら公卿に諸大名を招集して衆議で征討問題を検討すべきであると盛んに周旋した(佐々木克『大久保利通 明治維新と志の政治家』、山川出版社、二〇〇九年、二四〜三四頁参照)。
- (13) 笹部昌利「薩摩藩二本松屋敷の政治的意義 島津家の『国事』と京の拠点」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』第二二号、二〇一七年)参照。
- (14) 元治元年(一八六四)、薩摩出身の富山弥兵衛は、久光の命を受けた内田政風の指示で新撰組へ内情探索のため入隊したという。富山はのち、近藤派から離脱した伊東甲子太郎の高台寺堂へ入り、近藤勇を伏見で狙撃、重傷を負わせた。新撰組隊士の生き残りである秦林親が明治四年に記した「元薩州藩士内田忠之介正風殿履歴」(前掲内田政彦「我可父乃佛」に所収)によれば、富山は内田の元家来であったという。
- (15) 家近良樹『老いと病でみる幕末維新』(人文書院、二〇一四年)一〇六〜一〇七頁参照。
- (16) 家近良樹『西郷隆盛』(ミネルヴァ書房(日本評伝選)、二〇一七年)三二八〜三三一頁参照。
- (17) 前掲内田政彦「我可父乃佛」。
- (18) 註17。
- (19) 内田の死去を報じた新聞記事(明治二六年(一八九三)一〇月二二日付の朝野新聞)には、凱旋兵との関わりの記載は無い(前掲『明治ニュース事典 第五卷』、七二頁)。
- (20) 「新納立夫宛内田政風書簡(明治二年九月七日付)」で、鹿児島島の状況を「不相替兵隊之威張、政府之権も全無之と申程之勢、真直ニ申せは一日もいやニ御座候、爰を御氣張か中々六ヶ敷」と報じている(立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書 一』、吉川弘文館、一九六六年、一三九頁)。新納は薩摩藩士で大久保利通の姉の夫。慶応期に江戸留守居から京都留守居へ転じ、慶応四年から宮内権大丞を勤め、明治二三年

には久邇宮家家令となった人物。

また、久光が明治七年に政府へ提出した書類には「薩兵士等休暇を賜て帰藩するや戦捷の余威を募り衆人を蔑視し、或は人家に闖入し、或は分捕と称して席上の器什を掠奪毀傷し、或は白日酒樽を荷ふて街頭に放歌し、或は恣に髪を断ち洋服を着て公然徘徊し、或は門地を無用の贅物として是を廢するの議を主張し、暴行跋扈至らざる所なし」とある（左大臣従二位臣島津久光上言〔明治七年一〇月〕、『岩倉具視関係文書 六』、東京大学出版会、一九八三年復刻版、三八四頁。なお、この上言書の写しは石川県内にも複数存在しており、当館所蔵「加賀藩士小川家文書」中にも「諸方建白」と題された綴りに所収されている）。

- (21) 島津久治は久光の二男で、慶応二年から藩の首席家老となる。家老辞職後精神的に追い詰められて、三年後急死した。享年三十一歳で、死因はピストル自殺だという（松尾千歳「人のあるく 西郷隆盛と薩摩」、吉川弘文館、二〇一四年、六四頁参照）。

- (22) 落合弘樹『西南戦争と西郷隆盛』（吉川弘文館、二〇一三年）八〇〜八二頁。

- (23) 原口泉「薩摩藩軍事力の基本的性格」（佐藤誠朗・河内八郎編『講座日本近世史八 幕藩制国家の崩壊』、有斐閣、一九八一年）参照。なお、明治二年の藩政首脳陣は、参政に桂久武・伊地知正治・橋口彦二・大迫貞清・伊集院兼寛・黒田清綱・内田政風（兼公議人）らで、次いで西郷も参政に任ぜられた。

- (24) 「吉井幸輔宛大久保利通書簡〔明治二年五月五日付〕」（『大久保利通文書 三』、東京大学出版会、一九八三年復刻版、一七七〜一七九頁）。

- (25) 「吉井宛内田書簡〔明治二年六月二四日付〕」（前掲『大久保利通関係文書 二』、一三八頁）。

- (26) 「新納宛内田書簡〔明治二年九月七日付〕」（前掲『大久保利通関係文書

二』、一三九〜一四〇頁）。ちなみに、この内田書簡の末尾に「御覽後御火中奉願上候」とあり、ごく親しい間柄での機密書簡と見ることができ。しかし、この書簡がいつの段階で新納の手から大久保の下に入ったのかを知るすべはないが、非常に気になる点である。現在は「大久保利通関係資料」の一点として国立歴史民俗博物館に所蔵されている。

- (27) 註26。

- (28) 『加賀藩史料 藩末篇下巻』、一九五八年、一三三二〜一三七二頁参照。

- (29) 廃藩置県については、松尾正人『廃藩置県の研究』（吉川弘文館、二〇〇一年）、勝田政治『廃藩置県 「明治国家」が生まれた日』（講談社、二〇〇〇年）などを参照。

- (30) 前掲『石川県史 第四編』同県、一九三二年。

- (31) 「石川県史料付録 官員履歴」（『石川県史料 第四卷』、石川県立図書館、一九七四年）四三二頁。なお、『石川県史料』は、内閣文庫（現国立公文書館）所蔵「石川県誌稿」を翻刻出版したもの。誤植などではなく原本も「金澤縣大参事」と記されている。

- (32) 前掲「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類」以外で金沢藩大参事と記されているのは、『歴代頭官録』（朝陽會、一九二五年）九四一頁。また、前掲内田政彦「我可父乃佛」も挙げられる。

- (33) 「大久保宛内田書簡〔明治四年九月五日付〕」（前掲『大久保利通関係文書 二』、九六頁）。

- (34) 國岡啓子「明治初期地方長官人事の変遷」（『日本歴史』第五二二号、一九九一年）参照。

- (35) 陸義猶「島田一郎一列紀尾井坂事件實歴附二九話」（史談會編『史談速記録』第一八七輯、一九〇八年、のちに『史談会速記録 合本二七卷』、原書房、一九七三年復刻）五七一〜五七三頁。

- (36) 有馬純雄『維新史の片鱗』（日本警察新聞社、一九二二年）二五五〜二

- 六〇頁。『美川町のあゆみ』（石川ルーツ交流館、二〇〇二年）二一～二二頁。
- (37) 前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、四頁。
- (38) 「内田政彦宛有馬純雄書簡〔大正二年（一九一三）七月八日〕」（前掲内田政彦「我可父乃佛」に所収）。
- (39) 「金沢県庁石川郡美川町へ移庁願〔明治四年十二月〕」（公文録 第九六卷、国立公文書館所蔵）。
- (40) 「太政類典」第二編第九五卷、国立公文書館所蔵。
- (41) 前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、八頁。
- (42) 大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」（日本政治学会編『年報政治学 一九八四年度 近代日本政治における中央と地方』、岩波書店、一九八五年）二九～三四頁参照。
- (43) 宮武外骨『府藩縣制史』（名取書店、一九四一年、のちに谷沢永一・吉野孝雄編『宮武外骨著作集 第三巻』、河出書房新社、一九八八年）二二六～二四四頁参照。
- (44) 前掲大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」、前掲松尾正人『廃藩置県の研究』、前掲勝田政治『廃藩置県 「明治国家」 が生まれた日』参照。
- (45) 註44。
- (46) 奥田晴樹「地租改正研究からの出発」（『地方史研究』第三二八号、二〇〇七年）、横山百合子『江戸東京の明治維新』（岩波書店、二〇一八年）などを参照。
- (47) 石川県立歴史博物館図録『春季特別展 明治維新と石川県誕生』（二〇一八年）四七、一〇〇～一〇一頁。
- (48) 『石川県史料 第二巻』（石川県立図書館、一九七二年）一一九～一二八頁参照。
- (49) 奥田晴樹「七尾県の歴史的考察」（『立正大学人文科学研究年報』第五二号、二〇一五年）
- (50) 「移庁ノ儀ニ付伺〔明治五年一〇月二〇日〕」（公文録 第一〇八卷、国立公文書館所蔵）
- (51) 例えば、現在の富山県の前身である新川県では、明治五年県庁をわざわざ富山から魚津へ移し旧加賀藩の郡代役所をそのまま庁舎として利用した。なお、翌年には再び県庁は富山へ復帰しており、背景には陸軍省所管であった旧富山城の使用が政府に認められたことが関係している（広田寿三郎「新川県庁が魚津に置かれた顛末」、『富山史壇』第五八号、一九七四年）。
- (52) 「西郷・大久保ほか宛内田書簡〔明治四年一〇月五日付〕」（前掲『大久保利通関係文書 二』、一一〇～一一三頁）。
- (53) 陸義猶は金沢藩からの命で、明治二年に九州諸藩の視察を行っており、翌三年には鹿児島を訪問した。その際、西郷らの藩政改革に感銘を受けたという（陸義猶「大久保内務卿暗殺事件の真相 三」、『加越能時報』第二〇七号、一九〇八年参照）。この後、明治七年には杉村・陸らが中心になって、本県最初の土族政治結社「忠告社」が結成される。忠告社は内田県政の一大与党として勢力を誇り、社員は金沢及び大聖寺の土族を網羅して一〇〇〇人を越えたという。忠告社については、森山誠一「加越能自由民権運動史料（四） 加賀「忠告社」関係資料」（『金沢経済大学論集』第二五巻第三号、一九九二年）を参照。
- ちなみに、内田は金沢への赴任に際して鹿児島出身者を多数引き連れて県官吏に据えることはしていない。内田に付き従って来たのは、従僕と当時一〇代の書生（のち水本兼孝と改名）の二名であったという（前掲内田政彦「我可父乃佛」参照）。
- (54) 『法令全書 明治四年』（内閣官報局、一九二二年）一一四頁。

- (55) 「大久保ほか宛内田書簡〔明治四年一〇月一六日付〕」（前掲『大久保利通関係文書 一』、九六～九七頁）。
- (56) 「大久保宛内田書簡〔一〇月二三日付〕」（前掲『大久保利通関係文書 二』、一一三～一四頁）。
- (57) 「草薙中属 東京出張所詰辞令〔明治六年一〇月一七日〕」石川県立歴史博物館所蔵。前掲図録『春季特別展 明治維新と石川県誕生』、四一、九九頁参照。
- (58) 後藤靖「士族授産」、『国史大辞典』、吉川弘文館）の項を参照。前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、七頁。
また、同七年に租税の金納化をすすめる大蔵卿大隈重信へ対して、内田は反対意見を提出している（「地租に米納を許す意見〔明治七年四月一〇日〕」（松方家文書）、国立公文書館所蔵）。意見書が石川県租税課の権中属細川忠明の建言書をも添えて提出されている点は、看過しがたい。これをもって、内田が保守的な考えを持つ人物であることの証左と見ることはできよう。しかし、西南戦争以後の不換紙幣増発によって生じた紙幣価値の下落と米価の高騰による財政危機をめぐって、政府首脳の岩倉具視らが「地租米納論」を唱えて政局の混乱を招いた事態を考え合わせると、内田の慎重さや用意周到さがうかがえるといえる。
- (59) 前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、同「内田政風と初期石川県」参照。
- (60) 檉山和民「有司専制政権と島津久光」、『書陵部紀要』第三三号、一九七一年、前掲刑部芳則「廃藩置県後の島津久光と麿香間祇候」、前掲久保正明「明治六年政変後の島津久光派」などを参照。
- (61) 忠告社幹部であった草薙尚志は、県令内田の下で旧金沢藩兵の士官から県官吏に登用された。官吏として地券交付・地租改正事業の責任者だったが、内田が辞した後、免官となる。このため政府の督励を前にして各県が改租事業に邁進していた明治八年の時点で、本県では事業が停滞せざるを得ない事情が生じたと指摘されている（「地租改正ニ付陳情書〔明治八年九月〕」十村加藤家文書、羽咋市歴史民俗資料館所蔵。奥田晴樹『地租改正と割地慣行』、岩田書院、二〇一二年を参照）。
- (62) 久光の意見書については、「明治五年六月、鹿児島に行幸中の天皇に差し出した彼の一四カ条意見書は、たちまちのうちに全国に流布し、『タイムズ』にも報道される」と、広範な流布が指摘されている（宮地正人「幕末維新期の国家と外交」、『講座日本歴史七 近代一』、東京大学出版会、一九八五年、六九頁）。
- (63) 前掲芳即正『島津久光と明治維新』参照。
- (64) 前掲刑部芳則「廃藩置県後の島津久光と麿香間祇候」参照。
- (65) 「客歴」（前掲内田政彦「我可父乃佛」に所収）には、「旧君ノ情誼卜論旨ノ同一ナルヲ以テ、専ラ此間ニ周旋ヲ努ム」という記述があり、内田が久光のため奔走した理由をうかがうことができる。
- (66) 前掲檉山和民「有司専制政権と島津久光」参照。
- (67) 註63。
- (68) 前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」一一～一二頁。家近良樹『西郷隆盛』（ミネルヴァ書房（日本評伝選）、二〇一七年）四八五頁。
- (69) 日付は内田自筆の履歴書類による。四月三日や四日とする文献もある。
- (70) 松尾千歳『人をおるく 西郷隆盛と薩摩』（吉川弘文館、二〇一四年）一一〇～一二頁。前掲家近良樹『西郷隆盛』、五一五頁。
- (71) 「官歴」（前掲内田政彦「我可父乃佛」に所収）。
- (72) 「史談会宛二宮権次郎書簡〔明治四三年〕」（前掲内田政彦「我可父乃佛」に所収）。
- (73) 「金沢ノ景況報告書写進達〔明治一〇年三月三日〕」（国立公文書館所蔵〔岩倉具視関係文書〕）。

- (74) 大久保利通暗殺事件については、遠矢浩規『利通暗殺 紀尾井町事件の基礎的研究』(行人社、一九八六年)、拙稿「紀尾井町事件」(『石川の歴史遺産セミナー講演録 第二九〇回』、石川県立歴史博物館、二〇一九年)を参照。
- (75) 「川路利良宛奥村陟・木村定勝連名報告(明治二年五月三日)」、『伊藤博文関係文書 四』塙書房、一九七六年、一五一頁。
なお、警視局権大警部奥村陟については、明治三年の金沢藩兵名簿に同姓同名の人物が確認できるため元金沢藩士の可能性がある(前掲『加賀藩史料 藩末篇下巻』、一一八五頁)。また、戒厳令施行時以外、郵便検閲を認める法令はないが(戒厳令は明治一五年八月制定)、公安警察は民権運動家や不平士族の郵便を法的根拠なしに開封・検閲していたことがうかがえる。
- (76) 第十五国立銀行は、華族財産の保全のため明治一〇年五月に開業した。この銀行は華族の金禄公債を資本金とし、株主を華族に限定した。また、抛出は各自の自由意志にまかせず、半ば強制的であり、かつ株券の分割を認めず、質入・売却なども禁じた。
- (77) 寺尾美保「旧藩の慣習と家政の近代化との統合」(『日本の華族』、新人物往来社、二〇一〇年)参照。
- (78) 註77。
- (79) 前掲『明治ニュース事典 第五巻』七二頁。
- (80) 「官歴」(前掲内田政彦「我可父乃佛」に所収)。
- (81) 前掲内田政彦「我可父乃佛」には、政風の爵位請願(明治二六年)・恩典追願(明治三二年)の提出書類一式の写しや、島津両公爵の証明書の写しが綴られている。
- (82) 註80。
- (83) 註81。
- (84) 御厨貴「地方制度改革と民権運動の展開」(井上光貞ほか編『日本歴史大系 第四巻近代Ⅰ』、山川出版社、一九八七年)四九七〜四九九頁、前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、同「内田政風と初期石川県」などを参照。